

## 新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その 8 8）

令和 4 年 1 0 月 1 0 日

在シンガポール日本国大使館

1 10月7日、シンガポール保健省（MOH）は、安全管理措置の緩和、ワクチン接種について公表しました。詳細は以下の保健省HPをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/vaccination-our-primary-defence-in-living-with-covid-19>

なお、主な内容は以下のとおりです。

- ワクチン接種状況に応じた安全管理措置（VDS）の解除（10月10日から）
- 生後6ヵ月から4歳までの小児への初期接種の開始（10月25日から）
- 5歳から11歳の小児へのブースター接種の開始（10月25日の開始）
- 50歳以上で最低限の防疫措置に達していない方へのブースターとしての二価ワクチンの展開（10月17日から）

（1）2022年8月29日以降、医療機関や公共交通機関でのマスク着用を除き、ほぼすべての安全管理措置（SMMs）を停止しました。COVID-19と共存していくために、私たちはワクチン接種を第一の防御策として続けています。

（2）2022年10月6日現在、本国における7日間の1日平均感染者数は、1週間前の約2,600人から4,400人に増加しました。入院患者数も1週間前の247人から342人に、集中治療室（ICU）患者数も同期間に9人から13人に増えています。これは、社会活動の活発化、SMMsの段階的な縮小、さらに世界中で検出されているBA.2.75とBA.2.10オミクロン株亜種がシンガポールで蔓延していることが原因とされます。

（3）社会や経済の開放に伴い、日常的に患者が増加することは想定外ではありません。重要なことは、医療体制を守り、感染が多数の重症患者につながらないようにすることです。今のところ、それらの亜種が重症化を招くという証拠はありません。しかし、ワクチン接種がCOVID-19に対する主要な防御手段になっているので、私たちはCOVID-19のワクチン接種を最新の状態にしておく必要があります。

（4）そこで、生後6ヵ月から4歳までの小児への初期接種（（8）a.に記載）、5歳以上の小児へのブースター接種（（8）b.に記載）、50歳以上で最低限の防疫措置に達していない方へのブースターとしての二価ワクチンの展開（（23）及び（24）に記載）を進めます。さらに、ワクチン接種の回数を数えるのではなく、最新の予防接種という新しい定義に移行

する予定です。これはインフルエンザの予防接種と同じで、定期的に受けることで、流行中のインフルエンザウイルスの新型から身を守ることができます。

#### <ワクチン接種状況に応じた安全管理措置（VDS）の解除>

（５）私たちは、何度かの感染の波を乗り越え、SMMs を段階的に解除してきたことで、COVID-19 ウイルスとの付き合い方を学んできました。日常生活を平常に戻すにあたり、**2022年10月10日**から VDS を完全に解除します。これにより、(i)一度に 500 人以上が参加するイベント、(ii)客同士のダンスが目的の1つであるナイトライフ施設、(iii)ホーカーセンターを含む飲食店でのダイニングインは VDS が不要になります。

（６）VDS は、感染リスクの高い環境にさらされる機会を減らすことでワクチン未接種者を保護し、国民全体のワクチン接種や感染率がまだ十分に高くない時期に医療制度に負担がかからないようにし、安全な再開への道に大いに役立っています。しかし、VDS が解除されても、非完全な接種者は依然として重症化するリスクが高いままです。このような方々には、ワクチン接種に名乗りを上げていただくか、あるいは引き続きご自身で予防策を講じ、社会との関わりを少なくして、ご自身の身を守っていただくようお願いします。

（７）現時点でほとんどの SMMs を緩和していますが（付属書 A（[https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-annex-a-\(7-oct-2022\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-annex-a-(7-oct-2022).pdf)））、引き続き警戒を怠らず、危険な変異株に対応できるようにしなければなりません。状況が悪化した場合、国民を守り、医療従事者を保護し、病院のキャパシティを確保するために、急遽、必要な措置を講じる必要性があります。これには、パンデミックの最盛期に必要なかつ適切であったレベルの VDS を立ち上げることも含まれる可能性があります。

#### <小児用ワクチン接種>

（８）子どもたちが最低限の防疫措置を獲得し、最新のワクチン接種を受けることができるよう、保健省（MOH）は **2022年10月25日**から以下を展開する予定です。

- a. 生後 6 ヶ月から 4 歳までの小児が、モデルナ／スパイクバックスワクチンで初期接種を受けること
- b. 5 歳～11 歳の小児が、ファイザー・バイオテック／コミナティワクチンのブースター接種を受けること

#### <生後 6 ヶ月から 4 歳までの小児への初期接種について>

(9) MOHは、COVID-19 ワクチン接種に関する専門家委員会 (EC19V) の勧告を受け入れ、生後 6 カ月以上の小児に COVID-19 を接種することを決定しました。保健科学庁 (HSA) が 6 カ月から 5 歳までの小児に使用するモデルナ／スパイクバックスワクチンを認可したことを受け、EC19V はこの年齢層への初期接種に同ワクチンを推奨しています。生後 6 カ月から 5 歳までのモデルナ／スパイクバックスワクチンの推奨用量は、25 マイクログラムずつを 8 週間間隔で 2 回接種することです。また、ファイザー・ビオンテック／コミナティのワクチン (生後 6 カ月から 4 歳までの 3 回接種) も承認されており、現在納入を待っているところです。年内には接種が可能となる予定です。

(10) 臨床データでは、幼児における COVID-19 の重症化リスクは一般的に非常に低いものの、それでも年長児と比較して入院のリスクは高く、重症化する可能性もあることが示されました。EC19V は、本ワクチンの研究に基づき、モデルナ／スパイクバックスワクチンが生後 6 カ月から 5 歳までの小児の重症 COVID-19 に対して有効であると評価しています。BA. 2. 75 及び BA. 2. 10 亜種の流行が続いており、将来 COVID-19 の変異株が発生する可能性があるため、この対策は重要であると思われる。

(11) 生後 6 か月から 4 歳までの小児の予防接種は、**2022 年 10 月 25 日**に開始されます。2022 年 10 月 18 日より、生後 6 カ月から 4 歳までの小児の保護者は、<https://child.vaccine.gov.sg> から、お子様又は被後見人がモデルナ／スパイクバックスの予防接種を受けることに関心があることを登録することができます。登録方法と小児用予防接種指定医療機関一覧の詳細については、それぞれ付属書 B と C ( [https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-annexes-b-and-c-\(7-oct-2022\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-annexes-b-and-c-(7-oct-2022).pdf) ) をご参照ください。5 歳児は、すでに実施されている 5 歳から 11 歳までの予防接種プログラムに従うこととなります。

(12) COVID-19 以外のワクチンを接種している小児は、他のワクチンの前後 14 日以上の間隔を空けて COVID-19 ワクチンを接種することが推奨されます。

#### <ブースターワクチン接種プログラムの 5 歳から 11 歳の小児への拡大>

(13) 保健省 (MOH) は、EC19V が現時点で 5 歳から 11 歳の小児に唯一推奨している COVID-19 ワクチンであるファイザー・ビオンテック／コミナティのブースター接種も受け入れません。

(14) 国内外のデータから、5 歳から 11 歳の小児では、青少年や成人と同様に、抗体レ

ベルや COVID-19 による入院に対するワクチン保護効果が時間の経過とともに低下することが示されました。ファイザー・ビオンテック／コミナティのブースターは、重症化に対する予防を持続させるのに有用です。副作用は一般に軽度で、最初の 2 回の投与によるものと同様です。したがって、EC19V は、5 歳から 11 歳のすべての小児に、2 回目の接種後 5 ヶ月以降にファイザー・ビオンテック／コミナティのブースター接種を受けることを推奨しています。

(15) 5 歳から 11 歳の小児のブースター接種は、**2022 年 10 月 25 日**から開始される予定です。5 歳から 11 歳の対象小児の保護者は SMS 通知を受信し、提供される個人用予約リンクからお子様又は被後見人のファイザー・ビオンテック／コミナティのブースター接種を予約することができます。登録手順の詳細については、付属書 B ( [https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-annex-b-\(7-oct-2022\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-annex-b-(7-oct-2022).pdf) ) を、小児用予防接種指定医療機関のリストについては、付属書 C ( [https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-annex-c-\(7-oct-2022\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-annex-c-(7-oct-2022).pdf) ) を参照してください。

#### <小児用予防接種指定医療機関>

(16) 2022 年 10 月 25 日以降、小児へのワクチン接種を促進するため、5 歳から 11 歳向けのファイザー・ビオンテック／コミナティ、6 ヶ月～4 歳向けのモデルナ／スパイクバックスのワクチンを提供する 5 つの指定接種センター (VC) が営業を開始する予定です。所在地は以下の通りです。

- One Punggol
- Our Tampines Hub
- Queenstown Community Centre
- Sembawang Community Club
- Taman Jurong Community Club

(17) これらの VC には、小児の予防接種のトレーニングを受けたスタッフが常駐します。3 つのポリクリニックは 6 ヶ月から 4 歳まで、4 つのポリクリニックは 5 歳から 11 歳までの予防接種をサポートします。また、一部の PHPC (Public Health Preparedness Clinics) もワクチン接種プログラムをサポートする予定です。付属書 C ( [https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-annex-c-\(7-oct-2022\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-annex-c-(7-oct-2022).pdf) ) に、小児の予防接種会場のリストがあります。保護者の方は、<https://www.gowhere.gov.sg/vaccine> で、ご自分のお子さんや地区に一番近い予防接種会場を探すこともできます。

(18) MOH はまた、特別教育 (SPED) 学校と幼児開発庁 (ECDA) の資金提供による乳幼児早期介入プログラム (EIPIC) センターで 5 歳から 11 歳の子どもたちに初期接種とブースター接種を行うために移動接種チームを配備する予定です。SPED 学校と EIPIC センターの対象児童は、それぞれ 2022 年 10 月 25 日と 11 月 28 日から、この移動接種チームを通じて予防接種を受けることができます。SPED 学校と EIPIC センターは、これらの小児の保護者に対し、さらなる詳細について最新情報を提供します。

(19) モデルナ／スパイクバックス及びファイザー・ビオンテック／コミナティのワクチンが医学的に適合しない 3 歳以上の人々には、専用の公衆衛生プログラムの下でシノバック・コロナバックワクチンが提供される予定です。公衆衛生プログラムの参加者は、訓練を受けた医療従事者によって綿密に監視されます。MOH は、対象者に詳細な指示を連絡します。

#### <最新のワクチン接種と二価ワクチンの定義>

(20) 私たちは、これまでの接種回数の追跡から、「最新のワクチン接種」の定義体制に移行する予定です。この体制では、誰もが最新の予防接種の推奨事項を把握しておく必要があります。個人は、以下の 2 つの重要な推奨事項を遵守することが推奨されます。

- a. 5 歳以上の個人は、mRNA ワクチンまたはノババックス／ヌバキソビッドを 3 回、又はシノバック・コロナバックを 4 回接種し、最低限の防疫措置を達成する必要があります。
- b. 最低限の防疫措置を達成した後、50 歳以上の人は、COVID-19 の接種を最新の状態に保つために、前回の接種から 5 ヶ月から 1 年の間に追加のブースター接種を受ける必要があります。その際、最新の二価ワクチンの接種が推奨されます。COVID-19 の予防接種を受けた人は、少なくとも最低限の防疫力を達成し、最後のワクチン投与が過去 1 年以内に行われた場合、ワクチン接種状況が更新されているとみなされます。

(21) (20) の b. を他の年齢層に拡大することは後ほど検討します。「更新されている」の定義を満たすためのワクチン接種の推奨は、付属書 D ([https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-annex-d-\(7-oct-2022\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release-annex-d-(7-oct-2022).pdf)) にまとめられている。

#### <現在の mRNA ワクチンに代わる二価ワクチン>

(22) COVID-19 ワクチン接種に関する専門家委員会 (EC19V) は、現在のワクチンに代わる二価 COVID-19 ワクチンの使用を推奨している。

(23) この最新の二価ワクチンにより、新しい COVID-19 変異株に対するより高い防疫能力を獲得できます。したがって、MOH は **2022 年 10 月 17 日** から、18 歳以上のすべての成人を対象に、モデルナ／スパイクバックスワクチンを用いたすべての予防接種において、元来のモデルナ／スパイクバックスワクチンを、最新の二価ワクチンと置き換える予定です。

(24) したがって、50 歳以上又は最低限の防疫措置を達成していない方は、COVID-19 感染による重症化のリスクが高いため、二価ワクチンを接種する必要があります。

(25) 50 歳以上又は最低限の防疫措置に達成していない方は、2022 年 10 月 17 日以降、モデルナ／スパイクバックスワクチンを提供する共同検査・接種センター (JTV) にて、二価ワクチンの接種を受けることができます。最寄りの JTV の所在地は、<https://www.gowhere.gov.sg/vaccine> を参照ください。

(26) ファイザー／コミナティの二価ワクチンは現在審査中であり、今年度中には入手できる見込みです。

#### <シノバック・コロナバック、ブースターワクチン接種を許可>

(27) 18 歳以上の方で、シノバック・コロナバックを 3 回接種しているにもかかわらず、まだブースターを接種していない方がいらっしゃいます。これでは最低限の防疫力が得られておらず、懸念の対象となります。

(28) 当地データによると、mRNA ワクチン 2 回接種と比較して、シノバック・コロナバック 3 回接種の方が重症化に対する予防効果があり、ワクチン効果は 70%であることが示されています (mRNA ワクチン 3 回接種のワクチン効果が 80%以上)。より高い予防効果を得るためには、シノバック・コロナバックを 3 回だけ接種された方には、最新のモデルナ／スパイクバックス二価ワクチン、あるいはファイザー・ビオンテック／コミナティやノババックス／ヌバキソビットワクチンの接種を強くお勧めします。つまり、シノバック・コロナバックは、今回、mRNA やノババックス／ヌバキソビットワクチンの医学的不適合の証明は必要なく、ブースター接種としても認められ、そのように認められなければブースター接種を受けない方に最低限のブースター接種を勧奨しています。

#### <個人的・社会的責任の遂行の継続>

(29) 私たちは、衛生管理、体調不良時の検査と社会的交流の最小化、ワクチン接種状況の更新を通じて、個人的・社会的責任の遂行を継続するよう、すべての人に求めます。こう



した取り組みにより、私たちの社会は、COVID-19 や随時出現する新たな変異株との共生に向けて着実に前進し、より逞しくなっていくことでしょう。

2 シンガポール保健省（MOH）は、シンガポール国内における感染者数及び予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

<https://www.moh.gov.sg/>

3 シンガポール入国に当たっては、ワクチン接種完了（シンガポール到着までに所定のワクチンの2回接種を終え2週間を経ていること）等が必要です。詳細はシンガポール政府 SafeTravel（<https://www.ica.gov.sg/enter-transit-depart>）サイトをご確認ください。ワクチン接種証明の事前確認や「SG Arrival Card」への登録のため、日本のワクチン接種証明（電子版または書面のQRコード）が利用可能です。

4 日本では、2022年10月11日以降の水際措置について以下の措置が講じられます。

（1）外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国について、日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム（ERFS）における申請が求められないこととなります。併せて、外国人観光客の入国について、パッケージツアーに限定する措置が解除されます。

（2）査証免除措置の適用再開

査証免除措置の適用が再開されます。

（3）検査等の見直し

新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査が行われないこととなります。ただし、全ての帰国者・入国者について、世界保健機関（WHO）の緊急使用リスト（EUL）（[https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/question-and-answers-hub/q-a-detail/coronavirus-disease-\(covid-19\)-vaccines](https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/question-and-answers-hub/q-a-detail/coronavirus-disease-(covid-19)-vaccines)）に掲載されているワクチンの接種証明書（3回）又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出が求められることとなります。

（4）入国者総数の管理の見直し

現在1日50,000人目途としている入国者総数の上限は設けないこととなります。

（5）空港・海港における国際線受入の再開

現在、国際線を受け入れていない空港・海港について、今後の就航予定に応じ、地方公共団体等の協力を得つつ、個別港ごとに受入に係る準備が進められ、これが整い次第、順次国際線の受入が再開されます。

5 日本入国の際は「MySOS Web」または「MySOS アプリ」の事前登録を実施してください。事前手続きをすることで入国時の検疫手続きをスムーズに終わることができます。

詳しくは以下ホームページをご確認ください。

厚生労働省水際対策 :

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

My SOS : <https://www.hco.mhlw.go.jp/>

6 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省（MOHホームページ）

<https://www.moh.gov.sg/>

在シンガポール日本国大使館

TEL : 6235-8855

FAX : 6733-5612

E-mail : [ryoji@sn.mofa.go.jp](mailto:ryoji@sn.mofa.go.jp)

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)